※欄には記載しないでください。

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書 相続税

 受贈者、相
 ※

 続人(受遺者)の氏名
 ※

(免 除 届 出 用) (特 例 措 置)

租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項 第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第43項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に 贈与税

係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。 相続税

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(ロ)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	□ 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 適格合併・適格交換等 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 合併により消滅 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 会社分割 組織変更		株(口)円	円
	□ 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	円
	□ 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 適格合併・適格交換等 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 合併により消滅 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 会社分割 組織変更		株(口)円	円
	□ 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	円
	□ 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更		株(口)円	円

租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の6第12項若しくは第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与したときに限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5第1 項)の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6第1 項)の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法 第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準 日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第4項第1号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第4項第1号に該当した場合をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第4項第2号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第4項第2号に該当した場合をいいます。
 - ハ 「特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7の5第3項において 準用する同法第70条の7第5項第2号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条 の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
 - 二 「合併により消滅」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第3号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
 - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7の5第3項に おいて準用する同法第70条の7第5項第4号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは 第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
 - へ 「会社分割」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第5号に該当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
 - ト 「組織変更」とは、同法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第5項第6号に該 当した場合又は同法第70条の7の6第3項若しくは第70条の7の8第3項において準用する同法第70 条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
 - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ハ 「特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
- ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の 効力が生じた日をいいます。
- へ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- ト「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた目をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6第1項)又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等若しくは特例経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の7の6第12項若しくは第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注) 特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者に係る特例贈与者又は特例経営承継相続人等が贈与税 又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合に は、表面の「死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告 書の提出期限」となります。